平成２５年（フ）第９２５号
名古屋市中村区太閤通７丁目１番地　太閤通団地309号
債務者　兼子　　武
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２６号
大阪市東成区深江南３丁目４番４号　堅田マンション103号
債務者　西村ヤス子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０４号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番１―303号
債務者　園田　俊高
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４２号
大阪市浪速区芦原１－２－１―403、住民票上の住所岐阜県瑞穂市田之上575番地
債務者　堀　麻衣子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８９号
大阪市西区川口１丁目４番３―305号
債務者　山崎　伸恵
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８５号
大阪府箕面市彩都粟生南２―12―32　アーバンヒルズサイトⅠ405号室、住民票上の住所大阪府摂津市東別府２丁目８番25号
債務者　神谷　晋一
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５５７号
大阪市浪速区下寺３丁目９番１号　中嶋マンション３Ｆ南号
債務者　丸山　哲也
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２８号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―623号
債務者　梯　　博之
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４９号
大阪市平野区喜連西１丁目15番１―504号
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７６４号
大阪市東淀川区東中島２丁目16番10―803号
債務者　花田　孝昌
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７０号
大阪市東成区大今里２丁目33番18号
債務者　野々村眞利子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７９号
大阪府茨木市中村町12番15号　第２メゾンいずみ203号
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１３号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番20―601号、前住所埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘１丁目４番９棟501号
債務者　川原　聖子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９号
愛媛県大洲市長浜町沖浦丙2027番地
債務者　大野　博文
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午前10時45分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２３０号
岡山市中区長岡県住142号
債務者　川上　和利
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１１号
岡山県倉敷市福江1420番地１グリーンコートＢ―201号
債務者　宮本　　剛
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７号
釧路市入舟５丁目３番５号
債務者　上川原直子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所